

平成24年7月24日

東京都知事

石原 慎太郎 様

特別区長会

会長 西川 太一郎

放射性物質による局所的汚染箇所への対処について（要請）

都においては、昨年11月、都有施設における局所的な放射線量について、文部科学省の「放射線測定に関するガイドライン」に従い、区部東部の3公園で調査を行い、その結果を公表するとともに、放射線に関する情報を提供するなど、都民の不安を解消するためにご尽力いただいているところです。

現在、特別区においても、放射性物質による局所的汚染箇所への対処を含めて、事故由来放射性物質の影響に対する様々な対策に取組み、区民の不安解消に努めております。

こうした中で、今般、都立水元公園内の植え込み内の一部で、文部科学省のガイドラインにおける除染の目安を上回る放射線量が測定され、除染作業により放射線量が低減されたところです。

つきましては、今後、各施設における局所的汚染箇所への適切かつ速やかな対処を推進することが、区民が安心して暮らすうえで重要と考えておりますので、下記について特段のご高配をいただけますようお願いいたします。

記

- 1 今後、都立公園等の各施設で定期的に調査を実施し公表するとともに、文部科学省のガイドラインにおける除染の目安を上回る空間放射線量が測定された場合は、速やかに除染等の措置を講じること。
- 2 都立公園等各施設の維持管理には十分に留意し、局所的汚染箇所の発生抑止に向けた適切な対応を継続的に実施すること。